令和4年11月18日(金) 保健体育課 総務・施設グループ 担当者 桃田(内線5327) が 付かり 087(832)3761

県立丸亀競技場の利用料金の設定誤りによる過大徴収等について

指定管理者制度を導入している県立丸亀競技場において、4つの利用料金の区分で、59,610円分の料金を過大に徴収していたことが判明しました。県立丸亀競技場で過大に徴収した金額については、当施設の指定管理者から、対象者に速やかに返還の手続きをすることとします。

利用者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

1 事案判明の経緯等

県立丸亀競技場については、利用料金を指定管理者の収入とする利用料金制度を採用しており、 指定管理者が、条例(香川県スポーツ施設条例、香川県都市公園条例)等に定める金額を上限と して利用料金を設定し、県教育委員会が承認することとなっています。

今回の事案は、県立丸亀競技場の指定管理者による令和4年9月の自主調査で、令和元年10月時に設定した料金の誤りが判明し、この報告を受け、当課が所管する施設のすべての利用料金について、調査を行ったところ、県立武道館においても、誤りが確認されました。(利用実績なし)令和元年10月に消費税率引上げが行われた際の条例改正時に、利用料金において、指定管理者が一部の区分について上限を超えた額を設定し、県教育委員会もその設定した額で承認を行ったことが、今回の事案の原因です。

なお、事案が判明後、速やかに条例の範囲内の料金で利用を提供しています。

2 利用料金を誤って設定した対象施設・設備及び過大徴収額等

施設名	料金区分	誤って設定し た額 (※1)	条例等による 正しい料金	過大徴収額及び 時間等(※2)	対象者
丸 亀 競技場	第2トレーニングルーム 1時間当たり	520 円	510 円	6, 200 円 (620 時間)	196者
	記録放送室及び放送機器 1時間当たり	520 円	510 円	3, 290 円 (329 時間)	
	会議室 1時間当たり	520 円	510 円	38, 660 円 (3, 866 時間)	
	補助競技場 生徒及び児童 50 円券(11 枚)	520 円	510円	11,460円 (1,146件)	※ 3
武道館	競技場 (アマチュアスポーツ以外) 入場料を徴収する場合	16,090 円	16,080 円	利用実績なし	
合計	<u>-</u>	_		59,610円	

- ※1 各区分とも、10円過大に設定していた。
- ※2 過大徴収額及び時間等は、令和元年10月1日から事案が判明した本年9月15日までのもの。
- ※3 券売機での販売のため、一部の団体(6者で6,200円、620件)を除き、5,260円、526件について、利用された方を現時点では特定できておりません。

3 今後の対応(返還手続きについては別添のとおり)

県立丸亀競技場については、指定管理者において該当となる方や団体に連絡し、経緯について 説明・謝罪の上、速やかに返還します。また、ご利用が特定できていない方には、県教育委員会 や同競技場のホームページ、競技場内掲示板等で周知を行い、同競技場においてご利用されたこ とを確認させていただき、速やかに返還します。

また、今後こうした事態が発生しないよう、両施設の指定管理者には料金設定の際には複数で確認するなど、チェック体制の強化を求めるとともに、県教育委員会においても申請時のチェック体制を強化してまいります。

4 お問い合わせ先

○本件事案について

県教育委員会保健体育課 住所 香川県高松市天神前6番1号

電話番号 087-832-3761

○利用料金の返還について

県立丸亀競技場 住所 香川県丸亀市金倉町830

電話番号 0877-21-5800